

神勞発基 0901 第 1 号

令和 4 年 9 月 1 日

(社) 神奈川労務安全衛生協会会長 殿

神奈川労働局長



神奈川県最低賃金の改定に関する周知について(依頼)

日頃から労働行政の円滑な推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、神奈川県最低賃金（地域別最低賃金）につきましては、令和 4 年 10 月 1 日から「時間額 1,071 円」に引き上げることといたしました（改正前 1,040 円、31 円引き上げ）。

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善に重要な役割を果たしており、改定される神奈川県最低賃金額を広く県民の皆様にも周知する必要があると考えております。

つきましては、別添（原稿例）を参考に、貴団体で発行されている会員向け会報誌やホームページがございましたら、最低賃金の改定についての記事を掲載いただく等により周知いただけますよう、御協力をお願い申し上げます。

なお、会報誌等に掲載いただいた場合には、大変お手数ですが、その紙面を郵送又は FAX 等により送付いただけると幸甚に存じます。

担当 神奈川労働局 労働基準部賃金室

〒231 - 8434 横浜市中区北仲通 5 - 5 7

電 話 0 4 5 - 2 1 1 - 7 3 5 4

F A X 0 4 5 - 2 1 1 - 7 3 6 0

(原稿例)

神奈川県最低賃金の改正のお知らせ

「最低賃金確認した?」「最低賃金が改定されました」

- 令和4年10月1日から、神奈川県最低賃金は
時間額1,071円
(31円引上げ)となりました。

- 神奈川県最低賃金は、県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者と使用者に適用されます。

- 次の賃金は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。
 - ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
 - ② 臨時に支払われる賃金
 - ③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
 - ④ 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金

- 中小企業・小規模事業者向けに賃金引上げの際に活用できる業務改善助成金等、各種支援策、無料相談を用意しています。
詳しくは、
神奈川県働き方改革推進支援センター
電話：0120-910-090 受付時間 平日9:00-17:00
にお尋ねください。

(注)「業務改善助成金」は事業場内最低賃金を30円以上引上げ、設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

問合せ先 神奈川県労働局労働基準部賃金室
〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57
横浜第2合同庁舎8階(電話045-211-7354)